○外務省告示第百五十号

平成三十年三月三十日にアディスアベバで、ＴＩＣＡＤ産業人材育成センター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

平成三十年四月十一日

外務大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

1　協力の目的及び内容　ＴＩＣＡＤ産業人材育成センター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十九億三千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日

4　署名者

日本側　内田晃在エチオピア臨時代理大使

エチオピア側　アドマス・ネベベ財務・経済協力担当国務大臣

○文化庁告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として大野町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月十一日

文化庁長官　宮田　亮平

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
牧村家住宅（岐阜県揖斐郡大野町）	一棟	昭和五十四年二月三日文部省告示第八号	牧村　宗治	岐阜県揖斐郡大野町大字西方五八七番地の一	岐阜県揖斐郡大野町大字西方五八七番地の一

○農林水産省告示第八百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県にかほ市大竹字前谷地四〇、七四の二、七四の五、一四七の一、一五〇、一五四の二、一八七の一、一九七から一九九まで、二四七、二四八、字下後九の一、三四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及びにかほ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山字桃ノ木越乙九三三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市東山代町脇野字遠見場三九二三、字丸尾四一五六の一、字小林四二五七の一、四二五七の三、四二六二の一、四二六二の三、四二六二の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市神郷釜村字井手山六〇六の九、六〇六の一一、六〇六の一二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字三河内字横竹丁一三六三の二・丁一三六七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県えびの市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県郡山市湖南町福良字福良山七四一三の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字福島字谷日面一三の一八・字瀬戸平五九の二五（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）